

加速走行騒音試験

1. 総則

加速走行騒音試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添「加速走行騒音の測定方法」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験自動車

試験自動車は、次に掲げる状態とする。

- (1) タイヤの空気圧は、諸元表に記載された空気圧であること。なお、空気圧は、試験自動車が走行前（冷間）に水平面で静止している状態で測定する。
- (2) 駆動軸が選択できる自動車にあっては、市街地走行時に通常使用される駆動軸により駆動されていること。
- (3) 光電管のための遮光板は、試験自動車の前部の適当な位置に取付けられていること。ただし、遮光板によらなくても速度の測定が正確に行われる場合は、この限りでない。
- (4) 加速ランプ等（加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にした状態を試験自動車の外部に対して表示する装置）は、試験自動車の左側方から容易に点灯等が確認できる位置に取付けられていること。ただし、加速ランプ等によらなくても加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にしている状態を確認できる場合はこの限りでない。

3. 試験場所

- (1) 騒音測定を行う場所は、できるだけ周囲からの反射音による影響を受けない場所とし、その場所の暗騒音の大きさは、原則として自動車騒音の大きさより 10dB 以上小さくなければならない。
- (2) 騒音の大きさの測定は、風速が 5m/s 以下のときに行うものとする。

4. 試験機器の調整等

4.1 騒音測定装置

騒音測定装置（騒音計、自動記録装置及び接続コードをいう。以下同じ。）については、次の規定によるものとする。

4.1.1 騒音の自動記録装置

自動車騒音の大きさは、原則として自動記録装置（騒音計の指示値に相当する値を記録紙等アナログ表示により自動記録する装置）を用いて記録するものとする。

なお、自動記録装置は、騒音計に接続した状態で、精度、動特性等の性能が JIS C1509-1-2005 クラス I に準じた性能を有するものとする。

4.1.2 騒音測定装置の暖機

騒音測定装置の暖機は、騒音の大きさの測定を行えるように接続した後、当該機器の製作者の定める要領により行う。

4.1.3 騒音測定装置の校正

騒音測定装置の校正は、暖機後において、ピストンホン又はそれと同等の性能を有するものを用いて騒音計のマイクロホンに一定の音圧を加えることにより行う。

4.2 車速測定装置

車速測定装置については、次の規定によるものとする。

4.2.1 車速測定装置の性能

- (1) 光電管方式の車速測定装置は、試験自動車の前端が図に示す車速測定区間を通過するに要する時間を 1ms 以下の単位で測定できる性能を有するものとする。なお、通過時間から換算した速度を表示する場合は、通過時間を表示することを要しない。
- (2) 第五輪方式、レーダー方式等の光電管方式以外の車速測定装置は、試験自動車の前端が図に示す車速測定位置を通過する際における速度を光電管方式と同等の精度で測定できる性能を有するものとする。

4.2.2 車速測定装置の校正

車速測定装置は、必要に応じ、当該装置の製作者の定める方法等適当な方法により校正を行う。

4.2.3 車速測定装置の設置

- (1) 光電管方式の車速測定装置は、図に示す位置に設置する。
- (2) 光電管方式以外の車速測定装置は、その測定方法に応じ、車速を正確に測定できるように設置する。

5. 暗騒音の大きさの測定

暗騒音の大きさの測定は、試験の直前又は直後に連続して 5 秒間程行う。ただし、瞬間的な騒音は、暗騒音として取り扱わない。

6. 騒音の測定値の取扱い

- (1) 自動車騒音の大きさの測定値は、騒音計の指示値（自動記録装置を使用する場合は自動記録装置の記録値）の最大値を1dB単位（小数第1位を切り上げる。）で読みとった値とする。また、暗騒音の大きさの測定値は、騒音計の指示値の平均を1dB単位（小数第1位を切り上げる。）で読みとった値とする。
- (2) 自動車騒音の大きさの測定は、2回行う。ただし、測定値に2dBを超える差があるときはその2回の測定値は無効とする。
- (3) 自動車騒音と暗騒音の大きさの測定値の差が3dB以上10dB未満の場合は、自動車騒音の大きさの測定値から別表の補正量を差引いた値を補正值とし、3dB未満の場合は、測定値を無効とする。
- (4) 自動車騒音の大きさの2回の測定値（(3)により補正した場合は補正值）のうちいずれか大きい方の値を試験の成績とする。

7. 試験記録及び成績

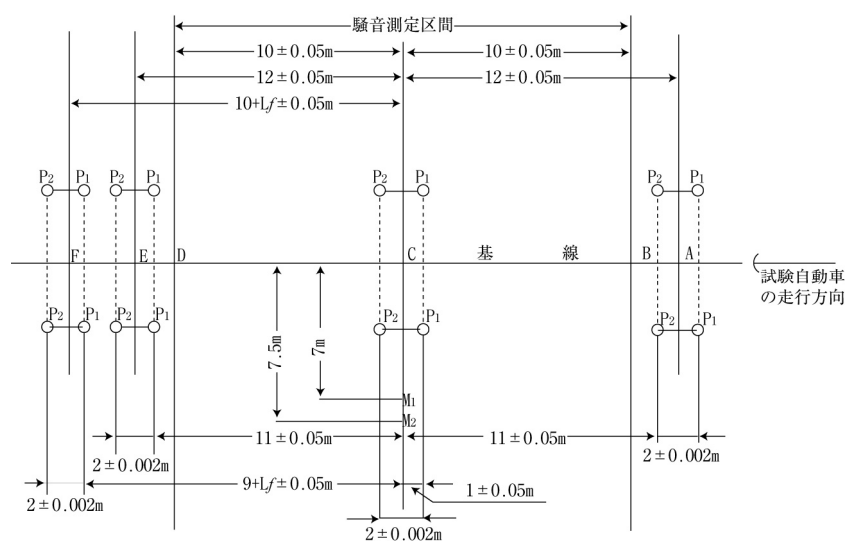
試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

- 7.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 7.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 7.3 図に示す A 点及び E 点における速度を試験速度として記録する。

別表

自動車騒音と暗騒音の大きさの測定値の差 (dB)	3	4～5	6～9
補正量 (dB)	3	2	1

図



B：騒音測定区間進入点

D：騒音測定区間脱出点

A、E 及び F：車速測定位置

A、E：加速走行騒音試験

A、F：オーバーランの確認

M₁、M₂：騒音測定基準位置

P₁ P₂：光電管方式の場合の車速測定区間

P₁、P₂：光電管方式の車速測定装置の位置

Lf：試験自動車の全長（遮光板を備えた試験自動車にあつては遮光板の前端から当該試験自動車後端までの長さ）。ただし、試験自動車の全長以下の長さとした場合であってもオーバーランの判定基準を満たすときは、その長さとする事ができる。

付表

加速走行騒音の試験記録及び成績

試験期日	
試験場所	
試験担当者	

1. 試験自動車

車名・型式(類別)	
車台番号	
原動機型式	
最高出力 (kW 又は PS)	
最高出力時回転数 (min^{-1})	
変速機の種類及び段数	手動・半自動・自動・その他() / 段
減速比	

2. 重量条件等

	前軸	後軸	合計
車両総重量(諸元値) (kg)			
車両総重量(実測値) (kg)			
タイヤサイズ(呼び)			
タイヤ空気圧諸元値 (kPa)			

3. 試験条件

天候	
風向・風速 (m/s)	

4. 試験機器

重量計	
風向・風速計	
騒音計	
自動記録装置	
速度測定装置(測定方式)	(光電管・第5輪・レーダー・レーザー・GPS)

5. 試験記録

(1) 加速走行騒音試験

使用変速 段又は使 用レンジ・ モード	測定回数	指定速度 (km/h)	試験速度 (km/h)		暗騒音の 大きさ (dB(A))	自動車の騒音の大きさ (dB(A))		成績 (dB(A))	備考
			進入	脱出		測定値	補正值		
	1								
	2								

(2) オーバーランの確認

有 ・ 無 (有の場合：別紙参照)

6. 備考

別紙

オーバーランの確認

	前軸	後軸	合計
車両総重量(諸元値) (kg)			
車両総重量(実測値) (kg)			

変速段	進入		脱出	
	指定速度 (km/h)		原動機の最高出力時回転数で 走行した場合の速度 (km/h)	
	実測速度 (km/h)		実測速度 (km/h)	

オーバーランの確認により決定した加速走行騒音試験の使用変速段				
--------------------------------	--	--	--	--